

議案第158号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
30670号線	62 90	3 00 ～ 4 02	さいたま市北区奈良町126番42地先	さいたま市北区奈良町126番72地先	
1066号線	11 15	1 82	さいたま市岩槻区大字鹿室字新開1105番2地先	さいたま市岩槻区大字鹿室字新開1103番2地先	